

三浦和義のサイパンでの逮捕（2008. 2. 22）と国際法

Arrest of K. Miura in Saipan and International Law

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

概 要

2008年2月22日、日本人で貿易会社の元経営者たる三浦和義（60歳）が、アメリカ自治領サイパンを旅行中、27年前の1981年にアメリカのカリフォルニア州ロサンゼルス市で発生した所謂「ロス疑惑」（三浦の妻 — “一美”：当時28歳 — の殺害事件）の容疑者としてロス市警の担当捜査官によって逮捕された。この事件は2003年に日本の最高裁判所の決定で東京高裁の無罪判決が確定していたので（2003. 3. 11）、今回の逮捕状の執行が二重処罰の禁止に抵触するのではないかとの批判が、三浦本人のみならず、日米の各方面からわき起こった。事実に基づいて正義を追求するロサンゼルス司法当局と二重処罰の禁止原則をはじめとする伝統的なデュープロセスに依拠する三浦との対立の構図が浮上してきた。

目 次

【Ⅰ】序	論
【Ⅱ】本	論
(1) 事実の概要	
(2) 国際法上の論点	
【Ⅲ】結	論
<注>	
<参考図表Ⅰ・Ⅱ>	
<参考文献>	

【Ⅰ】序 論

1981年11月18日にロサンゼルスで自分の妻を殺害した容疑で、三浦和義は日本で起訴され2003年に日本の最高裁決定で無罪の判決⁽¹⁾が確定していた（2003. 3. 11）。この事件は1980年代を通じて「ロス疑惑」としてマスコミで報道され、多大の社会的関心を引いていた。無罪判決確定後、定期的にアメリカ自治領サイパンを旅行していた三浦は、2008年2月22日午後、帰国のためにサイパンの空港に赴いたところを逮捕された。

三浦和義本人は、親族に芸能人がいたことや自らも芸能人と交際していたこと、そして派手好きな性格などから、「ロス疑惑」の中心人物として、あたかも犯人であるかのようにマスコミ報道されていた。しかし、彼は関連事件で13年間拘留所や刑務所での生活を強いられ、事実上、殺人犯に等しい法的制裁を受けていたといっている。そして、

日本の社会も彼の存在を戦後の社会史を賑わした過去の人物として忘れかけていたが、まさにその時、ロサンゼルス司法当局が彼の逮捕に踏み切ったのである。日本で起訴され無罪が確定した事件について、「1級殺人」に時効規定を措かないカリフォルニア州刑法⁽²⁾の下で、27年間も捜査が続けられていたのである。あらためて日米の法律文化の違いに驚かされるが、日米の司法当局の間でどうしてこのような法的齟齬が生じたのかを検証してみたい。

【Ⅱ】本 論

まず、三浦がサイパンでカリフォルニア州司法当局に逮捕された2008年2月22日以降の事態の進展を時系列で跡付け、その後で、今回の三浦の逮捕の国際法上の問題点について考察することにする。

(1) 事実の概要

⁽¹⁾ 2008. 2. 22・・・同日午後5時、三浦和義（60歳）

- がアメリカ合衆国自治領のサイパンの空港で、ロサンゼルス地区裁判所によって1988年5月5日に発布された逮捕状の執行を受けた。逮捕状には殺人罪と共謀罪が記されている。⁽³⁾
- ② 2008. 2. 23・・・日本の警察庁が三浦の逮捕についてアメリカのFBIに問い合わせたところ、「新しい証拠が出たので逮捕に踏み切った」との説明を受けた。⁽⁴⁾
- ③ 2008. 2. 25・・・サイパンの北マリアナ上級司法裁判所⁽⁵⁾は三浦の保釈を不許可とし、彼のロサンゼルスへの移送の可否を審理する期日を暫定的に3月5日とした。
- ④ 2008. 2. 25・・・ロス市警の担当捜査官が三浦逮捕後初めて記者会見して、彼の逮捕が「一事不再理」の原則に抵触しないとの見解を示した。又、ロス市警は殺人容疑で三浦に対して新たな逮捕状を取得した。しかし、1988年の逮捕状は破毀されていない。
- ⑤ 2008. 2. 29・・・三浦がサイパンで私選弁護士2名を選任した。主任弁護士がブルース＝バーライン(43)でもう一人がマーク＝ハンソンである。
- ⑥ 2008. 3. 5・・・同日午後、カリフォルニア州のシュワルツネッガー Arnold Alois Schwarzenegger (1947. 7. 30—) 知事が三浦のロサンゼルスへの移送を求める書類に署名した。署名が済んだ要請書はファックスでサイパンに送信された。同日、サイパンの北マリアナ上級司法裁判所は三浦の移送を巡る4回目の審理を行い、三浦の移送手続の中止や釈放を求める申立を退け、新たに、32日間の拘束令状を発布した。バーライン弁護士は地裁に新たに人身保護請求を提出することを検討していると述べた。
- ⑦ 2008. 3. 7・・・三浦の主任弁護士ブルース＝バーラインが弁護団に新たにマーク＝ゲラゴス Mark Geragos (50歳) 弁護士⁽⁶⁾が加わると発表した。
- ⑧ 2008. 3. 11・・・カリフォルニア州のシュワルツネッガー知事からの三浦をロサンゼルスに移送することを求める書類が、北マリアナ諸島連邦知事ベニグノ＝フィティアル Benigno Fitial の下に届いた。
- ⑨ 2008. 3. 13・・・岩手大学の准教授ウィリアム＝クリアリー William Berna Cleary (54歳) が三浦の弁護団に自ら志願して入り、三浦の弁護団はこれで5名になった。⁽⁷⁾
- ⑩ 2008. 3. 12・・・北マリアナ諸島連邦知事ベニグノ＝フィティアル Benigno Fitial が三浦のカリフォルニア州への移送命令書に署名した。しかし、実際の移送にはサイパンの裁判所の許可がある。三浦の弁護団はこれに対して、サイパンでは人身保護令状の発布を求め、ロサンゼルスで逮捕状の無効を主張する方針を表明した。
- ⑪ 2008. 3. 17・・・三浦のサイパンでの弁護士ブルース＝バーラインはロサンゼルスでの逮捕状無効の申し立ての結果にかかわらず、サイパンでの移送審理で争う意向を表明
- ⑫ 2008. 3. 19・・・三浦のロサンゼルスへの移送審理がサイパンの地裁で開始された。弁護側は移送に反対し、身柄の保護を申し立てた。また、逮捕状の無効確認と破棄の申し立てに対する審理について、ロサンゼルス郡検察はロサンゼルス郡地裁に対して開廷日を4月2日にするよう申し入れた。
- ⑬ 2008. 3. 25・・・ロサンゼルス郡検察はロサンゼルス郡地裁に対して「三浦の身柄を移送したうえでカリフォルニア州法に基づいた刑事訴訟手続きを踏まない限り逮捕状無効の審理は不可能である」として、逮捕状無効の申し立ての即時却下を求める書面を提出した。また、弁護側が、「一事不再理」や「刑罰不遡及」を主張していることについて、「弁護側は、逮捕の根拠となったアメリカの法令と、日本での訴追に適用された法令の構成要件が同じである証拠を提出しなければならない」と当該書面で反論している。
- ⑭ 2008. 4. 4・・・ロサンゼルス郡地裁は4月23日午後1時半に開廷すると発表
- ⑮ 2008. 4. 17・・・サイパンの地裁は彼の移送審理の弁護側の意見書提出期限を5月2日に延期する決定をした。検察側の反対意見書の提出期限は5月16日、地裁の審理は5月28日に開かれることになった。
- ⑯ 2008. 4. 23・・・同日午後、三浦が逮捕状の無効確認を求めている裁判の初審理がロサンゼルス郡地裁で開始された。弁護側は一事不再理を理由に逮捕状の無効を主張し、検察側は申立却下を求めたが、マーク＝ゲラゴス弁護士が「一事不再理の場合は手続そのものを進めることはできない」・「カリフォルニア州法は2004年に国外での訴追を一事不再理の適用から外す法改正⁽⁸⁾を行っているが、三浦の日本での無罪確定は法改正前であり遡及適用されるべきでない」と主張したので、スティーブン＝バンシクレン裁判官は結論を持ち越し、双方に追加書面を提出するよう求め、5月9日午後を次回期日として指定した。
- ⑰ 2008. 5. 1・・・サイパンの弁護団は人身保護法請求の意見書提出の5月2日とされた期限を再延期することで地裁・検察側と基本合意に達した。

⑱ 2008. 5. 2 . . . サイパンの地裁は三浦の弁護団による人身保護請求の意見書提出期限について一旦取り消すことを決定した。(以上, 2008. 5. 4 現在)

さて、三浦がサイパンで逮捕されてから3カ月の事態の推移を跡付けたが形式的には2つの裁判所で2つの事件が争われていることがわかった。北マリアナ上級司法裁判所で三浦のロサンゼルスへの移送の可否が審理され、ロサンゼルス郡地裁では1988年5月5日付けの逮捕状の無効が争われている。これら2つの訴訟は密接に関連しており、問題の逮捕状が有効であれば三浦の移送は早晚、州際協力⁹⁾の一環として認められるであろう。もし逮捕状が無効であれば、三浦の移送もその法的根拠を失い、サイパンの裁判所で三浦が釈放される可能性が出てくる。カリフォルニア州と北マリアナ諸島はともにアメリカ合衆国を構成する下部法域団体であって、結論はどうなるにしろ、三浦の移送の可否は州際協力の慣行の文脈の中で処理される。問題は、カリフォルニア州が司法協力を要請する立場にあり、サイパンが司法協力を要請される立場にあるということである。州際協力がアメリカ合衆国の伝統的慣行として成立している以上、サイパンがロサンゼルス郡の要請を拒否するには余程、積極的な理由がなければならない。ただ、此の命題が成立するためには、国内法においても国際法においても確立した原則になっている「司法権の独立」又は「裁判官の独立」¹⁰⁾が州際協力の慣行に優位しないこと、即ち、サイパンの裁判所がロサンゼルス郡裁判所との司法協力を拒否しないことが前提になる。つまり、「司法権の独立」を凌駕する形で、州際協力の伝統が連邦の慣習憲法になっていることが必要なのである。確かに、各州がそれぞれ州憲法の下に州の統治体制を整備している連邦国家では、州際協力は州の「司法権の独立」や「裁判官の独立(職権の独立と身分の保障)」に優位した連邦憲法上の慣習と考えるべきである。しかし、州法や連邦法、更に、州憲法や連邦憲法のみならず、国際法についての実体判断が不可欠な事例においては、其の判断を放棄することは結果的に連邦国家による国際法違反であって、国際責任を生み出すことになろう。サイパンの裁判所はまさにそういう意味でのアメリカの国際責任の発生源になろうとしている。¹¹⁾

(2) 国際法上の論点

国家が人権を侵害する最大の国家行為が戦争であり、その次が刑罰ではなかろうか? 刑罰が実質的な人権侵害に至らないように、刑法や刑事訴訟法分野で多くの原則が確立している。今回のサイパンでの三浦の逮捕は刑罰と人権の問題を考えるいい機会を提供しているので、国

際法の視点から、論点を整理してみたい。

① 二重処罰の禁止 double jeopardy . . . 英米法でこのように呼ばれる原則は、大陸法で「一事不再理」の原則と呼ばれている。それは、ある刑事事件で一度判決が確定したならば、当該事件とその被告人は2度と刑事訴訟手続の対象とされてはならないとの内容を持つ。此の原則は国内法上の原則にとどまり、他国は同一事件の刑事手続を開始できるのか? それとも、此の原則は被告人又は犯罪者の人権を守るために全ての国家を拘束する普遍的な国際法原則なのか? この点が第1の争点になる。被告人又は犯罪者といえども不相当な人権侵害を受けてはならないことは当然であり、特に全ての国家が刑法上の犯罪としている普通犯又は自然犯について二重処罰の禁止原則の国際法規性を認めることは、人権保障の観点からも、国際社会に「法の支配 Rule of Law」を確立せんとする「国際法政策学¹²⁾」の観点からも望ましいことである。サイパンの北マリアナ上級司法裁判所でもロサンゼルス郡地裁でも三浦側が釈放と逮捕状無効の根拠として二重の危険の禁止原則(=一事不再理)を申し立てており、これが三浦側の基本的主張になっている。二重の危険の禁止とは、判決が確定した事件について改めて刑事訴訟手続が開始されてはならないという趣意であって、その刑事訴訟手続は逮捕状や捜索差し押さえ令状の請求から始まり、判決の確定で終了する一連のプロセスである。令状請求前の捜査は刑事訴訟手続に含まれない。したがって、サイパンでの三浦の逮捕が1988年に発布された逮捕状の執行であるならば、当該逮捕状が日本の最高裁の無罪判決が確定した2003年以前に請求・発布されていたため、形式的には二重の危険の禁止や一事不再理の原則には抵触しない。しかし、二重の危険の禁止(=一事不再理)が人権法や人道法の基本原則として国際法上も確立していると解するならば、たんに国内刑事訴訟法上の原則にとどまらず、実体国際法上の原則として直接国家を拘束することになる。特に、国際法委員会 ILC の1996年の「人類の平和と安全に対する犯罪の法典草案」が国家に対して重大な戦争法規違反者を自ら起訴するか被害国の請求に応じて引き渡すかの択一的義務を課している¹³⁾ことの反対解釈として、殺人等の重大な普通犯罪については、二重処罰の禁止は平時の国際関係を規律する国際法規として確立している、または、確立途上にあるとの推定が成り立つ。そうであれば、三浦和義が妻殺しの容疑で日本で起訴され、無罪判決が確定した以上、彼がロサンゼルスで再び被告人

の地位に立たされること自体、二重の危険の禁止原則に触れることは明らかではなからうか？アメリカでの起訴は、日本での無罪確定によって、その法的効力を失ったと解すべきである。二重処罰禁止原則の法的効果はそこまで含む内容を有するのであって、単に文明諸国家の手続法的原則にとどまらず、国際関係にも適用される実体法として—慣習国際法として—確立しているか、少なくとも確立途上にあると考えられる。アメリカのサイパンでの三浦の逮捕は、こうした国際法の発展動向に対する挑戦であって、正常な予測しうる国際法の発展に一時的にしるブレーキをかけることになったと解される。

- ②人身保護法 habeas corpus・・・サイパンで三浦の主任弁護士を務めているブルース＝バーラインが人身保護令状の発布を請求する意向を表明したので(2008. 3. 12)、この点について論じておこう。周知の通り、人身保護法 Habeas Corpus Act (1679) はイギリスに起源⁽¹⁴⁾を有し、英米法の固有法的法律であって、今日では、アメリカ各州の州法として継受され、日本も1948年にこれを継受して「人身保護法」⁽¹⁵⁾を制定した。絶対王政期の不当な人身の拘束を排除するところから近代史が始まるイギリスにとって、人身の自由に対して最も大切な人権としての地位が今日に至るまで継続的に承認されている。其の事実を証明するのが人身保護法である。この法律の主意は、不当に身体を拘束されている者を、本人又は第3者の裁判所への請求によって、裁判所が判決で極めて短期間(通常は1～2週間内)に、解放させる点にある。被拘束者の自由を回復するために人身保護法を発動することは、他に採るべき手段がない場合の最終的な法的手段の性格が強く、其の立法の歴史的経緯からも推察できるように、拘束の不当性を裁判官に納得させるだけの明白な市民的・政治的・倫理的根拠が必要になる。三浦のサイパンでの拘束の不当性を人身保護法で争うことは可能であり、ロサンゼルス郡地裁で逮捕状の無効請求が認容されることは必ずしも必要条件ではない。サイパンの裁判官が「司法権の独立」と「裁判官の良心」の意味を積極的に解して三浦の身柄の釈放を命ずることは法的に可能である。人身保護法は自然法的基礎を持つ緊急避難的の法制度であって、人身の拘束の不当性が誰の目にも明らかである場合には実効性を発揮する。しかし、国家機関によって人身が拘束されている場合、拘束の根拠となっている法令の違憲性が問われることになり、人身保護法の実効性が2次的に評価される傾向がある。従って、三浦の拘束が1988年の

逮捕状に基くと説明されているが、此の逮捕状の無効が違憲を理由として(二重処罰の禁止または、一般的に正当手続違反を理由として)ロサンゼルス郡地裁で宣言されれば、サイパンの裁判所でも人身保護法の発動が皮肉にも却って事実上、容易になる。日本でもかつて死刑囚・平沢貞道の釈放を求めて2度に亘り、人身保護法に基づく請求が提出されたが、いずれも拘束に違憲の疑いなしとして釈放は認められなかった。日本とアメリカでは法律文化が異なるので、同列には論じられないが、民間での身体の拘束と国家機関が法令によって個人の身体を拘束する場合とは、判断のプロセスに自ずと質的な相違が出ると考えざるを得ない。民間での個人の身体の拘束の当・不当の判断には、民法・刑法レベルでの法適用が含まれるのが通例であろうが、権力的行為として国家機関が行う個人の身体の拘束の当・不当を巡る判断には、適用法令の一般的合憲性や個別適用の合憲性の判断が含まれるのが通例であろう。サイパンでの三浦に人身保護法の適用を主張して彼の釈放を請求するならば、1988年に発布された逮捕状に基づく逮捕が二重の危険の禁止または正当手続保障という憲法規範(または憲法上の制度的保障)に違反すること、すなわち、法令の適用違憲が存在することを主張することに等しい。その意味で、サイパンでの訴訟とロサンゼルスでの訴訟とは、法理的にコインの両面であり、また、形影相俤う関係であるといえよう。

- ③犯罪人引渡・・・国家間での犯罪人引渡は友好国間のサービスとしてフランス革命(1789年)までは政治犯が引き渡しの対象であったが、同革命でイギリスに亡命したフランス貴族の引渡をフランスの革命政権がイギリスに要求したのに対して、イギリス政府がこれを拒否した時から、政治犯は一転して不引き渡しの対象になり、代わって普通犯が国家間での引き渡し対象になって今日に至っている。犯罪人の引き渡しは、請求国からの請求に対して、その都度、被請求国が同意して行われる場合と、事前に逃亡犯罪人引渡条約を締結して、締約国の条約上の義務として履行される場合とがある。我が国はアメリカおよび韓国との間で個別にこの種の条約を締結している。このカテゴリーに属する条約は政治・経済・文化が類似した真の友好国間で締結されるのが普通であり、いずれの国家も少数の友好国を相手として締結している状況である。⁽¹⁶⁾しかし、1981年のいわゆる「ロス疑惑」事件に際しても、そして今回の三浦のサイパンでの逮捕に際しても、日米犯罪人引渡条

約が適用された形跡はない。いずれの事件もアメリカ国内で発生したが、前者は、アメリカの同意のもと日本が対人管轄権を行使して日本で裁判し、判決が確定した。後者は、日本の同意のもとにアメリカが領域管轄権を行使して、アメリカで裁判が進行している。せつかくの条約も発動されないままである。しかし、サイパンの司法当局の対応は、三浦のサイパン旅行を逃亡犯罪人の再入国として理解している節が見られ、「ロス疑惑」事件の発生地国であり、したがって証拠もそろっているアメリカがこの事件を審理する第1次の裁判権をもつとの意識が読み取れる。確かに、英米法の母国であるイギリスやアメリカでは、犯罪人は証拠が存在する犯罪発生地国で裁かれるほうが公正な裁判の実現につながると考えられており、英米間では自国民でも引渡す慣行が成立している。法律文化が異なる日米間の犯罪人引渡条約には却って自国民不引渡の原則が明記されている⁽¹⁷⁾ 有様である。こういう法律文化の相違を考えると、アメリカが三浦の再入国を待って事件発生地国としての当然の裁判権を行使しようとしたと解される。アメリカは日米犯罪人引渡条約上の権利である引渡請求を日本に対して行使しなかったために、「ロス疑惑」事件に関する第1次の裁判権を日本が持つことを認めた結果になり、自らは2次的潜在的管轄権を持つ立場になったわけである。1988年の逮捕状が有効であってそれに基づいて三浦が逮捕されたとのアメリカの説明は、国際法上のこの2次的潜在的管轄権を基礎にしているからであるといえよう。刑事事件または犯罪に対する第1次的裁判権とか第2次的裁判権とかの発想は、アメリカにとっては目新しいものではなく、むしろ公知の概念になっている。すなわち、アメリカは第2次大戦後、国連憲章 § 51の集団的自衛権に基づいて友好国と同盟条約を締結して自国軍隊を相手国に駐留させてきたが、自国軍隊の構成員(軍人・軍属およびその家族)が駐留国で犯罪を行った場合、職務に関連する犯罪については米軍が第1次の裁判権をもち駐留国が第2次の裁判権をもつこと、そして職務と関係のない私的な犯罪については駐留国が第1次の裁判権をもち米軍が第2次の裁判権をもつことが取り決められている(NATO方式)⁽¹⁸⁾。このように、友好国との間での裁判管轄権の分配の思想と実務に慣れ親しんでいるアメリカは、「ロス疑惑」事件について日本が第1次の裁判権を有すること、そして自らは第2次の裁判権をもつことを自認したものと思われる。これが、日米間で三浦の引き渡し請求が起こらなかった背景

的・法律文化的事情である。しかし、英米法の伝統を引き継いでいるアメリカとしては、日本が第1次の裁判権を放棄すれば、自ら第2次の裁判権を行使する意思を1988年5月5日の逮捕状発布によって黙示的に表明したのである。但し、日本は最高裁で無罪判決を出し、この判決が確定したのであるから、アメリカが第2次の裁判権を行使する余地はなくなっただと考えられる。それでも、尚且つ、アメリカがこの事件を審理したいというのであれば、その法的根拠を誰の目にも明らかなように明確に示す必要がある。その立証責任はアメリカの側にあるといえる。そこであえて、アメリカの思惑を推測すると、「日本の最高裁の決定の後に、決定の基礎を覆すような新たな証拠が発見されたので、再審の法廷を開かなければ著しく正義に反する」ということであろう。実際に、そういうニュアンスの言葉がロサンゼルス市警から公表されている。しかし、その趣旨の発言は、日本の司法の権威と信頼性を侵害しており、下手をすれば、外交問題になりかねない要素を含んでいる。主権平等原則に反する恐れのある言動によって、日米間に国際法上も国家責任の問題が惹起させられる可能性がある。なぜなら、現段階の実定国際法の解釈としては、レネ=プロヴォスト(Rene Provost)の以下の指摘が正鵠を射ているからである：“人権法に目を向けると、人権侵害に対する個人の刑事責任を認める一般原則が存在していないという結論が既に出されているので、国家の起訴の義務を調査すること自体、逆説的と見られるかもしれない。確かに、人権侵害の実行者を裁判するか引き渡すかを義務付ける条約の例は、ジェノサイド条約 (§ § VI- VII) やアパルトヘイト条約 (§ § IV-X I) そして拷問禁止条約 (§ 7) のように個人の刑事責任を明文化している条約に限られている。(202) 同様に、1996年の人類の平和と安全に対する罪の法典草案は、前項で検討された戦争犯罪に加えて、侵略とジェノサイドと人道に対する罪という3つの中核的犯罪についてのみ、犯人を引き渡すか自ら裁判するか *aut dedere aut judicare* の義務を定立している。最新の草案では、人権侵害に対するどのような一般的義務も提案されていない。”⁽¹⁹⁾

④ 涉外事件性・・・所謂「ロス疑惑」事件に対する日米の法的認識の相違が存在する点を指摘しておかなければならない。日本の刑法から見れば、1981年の「ロス疑惑」は自国民が被害者となり又容疑者となった事件であって、国外犯の事例である。日本はあくまで刑法の国外犯規定に基き容疑者を起訴し裁判所

に判決を出させたことで国家としての責任を全うしたのである。ところが、アメリカの側からこの事件を見ると、被害者は三浦夫婦であり、容疑者は逃走したとはいえアメリカ人と推定され、日米双方の国民が関係者となった涉外事件として捜査が進められたわけである。最終的に1988年に三浦がロサンゼルスで逮捕状を發布され、司法警察段階にいたってようやく外国人の犯罪として、「犯罪人引渡」や「二重処罰の禁止」等々の国際法上の論議の対象になったのである。三浦がロサンゼルスで逮捕状を発出されるまでの捜査段階の初期的「司法警察」のレベルでは、「ロス疑惑」はアメリカにとって日米双方の利益が絡んだ涉外事件であるとの認識が強かったはずである。「ロス疑惑」事件の初期的「司法警察」⁽²⁰⁾段階での涉外事件性即ち国際性の認識がアメリカの司法当局に強烈に残存していることが合理的に推定される以上、2008年2月22日の三浦の逮捕はアメリカの公益と公序を維持する趣旨に基いていると考えることができる。「ロス疑惑」事件に関するアメリカの公益と公序の維持とは、露骨な言い方をすると、アメリカの国家的威信又は主権を侵害する限度で日本の判決の効力を否認すること、即ち、日本で無罪となった三浦和義に二重処罰禁止原則の適用を否定して、涉外事件としての性格を強調してアメリカ独自の法的判断を宣言することであるといえよう。その意味で、同じカリフォルニア州で二重処罰の禁止の原則の適用を認めて公訴棄却の判決が下ったメキシコ人の妻殺し事件⁽²¹⁾と同列に論ずることはできない。この事件はメキシコ人の夫の犯行が明白でメキシコで有罪になった事件である。他方、「ロス疑惑」は2つのプロセスからなる訴訟が成立せず無罪となったケースであるといえる。即ち、訴訟の第1のプロセスである「事実の発見」に至らず、それゆえに第2のプロセスである「法の適用」にも至らなかった事例である。アメリカの立場から言えば、アメリカの領域内で発生した事件であるに関わらず、外国たる日本で訴訟の実体が成立しないままに形式的に出された無罪判決であって、この点にこそ日本での無罪判決の確定がアメリカの公序⁽²²⁾に反するとの主張の淵源がある。尤も、このような公益・公序論は容易に主観的な主権論議又は利益擁護論になりやすく、サイパンでの三浦の逮捕を正当化する法的根拠として援用するのは、法律家の姿勢としては疑問が多いといわざるを得ない。自らの政治的主張を展開するために実定法を歪曲して解釈していることに気づくべきである。

⑤ 刑罰の算術的加算主義（訴因主義）・・・サイパンでの三浦の逮捕で改めて日米の法律文化の違いがクローズ＝アップされている。第2次大戦後の日本は、実務的・手続重視型の英米法思想の影響を受け、戦前からの伝統である理論的で実体法・成文法重視型の大陸法主義が緩和され、法律文化もアメリカに近くなってきているが、細部において違いがあるのは当然であるといえる。其の違いのひとつが刑罰の量定の方式である。例えば、アメリカの某州内で男性が一人の女性を誘拐して強姦して、事件の発覚を恐れて其の女性を殺害し、彼女の金品を盗んだとすれば、当該男性は誘拐罪と強姦罪と殺人罪そして窃盗罪で起訴され、各罪の刑罰を算術的に加算した刑罰が宣告される。そのために、この種の事例では通常、100年近い懲役刑が宣告される。20代の若者が受刑者であれば、彼は一生を刑務所で過ごさなければならぬことになりそうであるが、入所後は行刑による刑期の修正措置が採られ10年未満で出所してくる。⁽²³⁾もし日本でこれと同種の事件が発生するならば、被告人の刑罰は最大の法定刑が明文化されている殺人罪の法定刑の上限・下限の範囲内で量定されて懲役15年程度が宣告される。初犯であれば仮出獄の制度もあるので、受刑者はアメリカの場合とほぼ同じ時期に出所してくることになる。結論が同じであれば、刑の量定方式の違いはどうでもいいのではないかという意見も出てきそうであるが、問題はそう単純ではない。アメリカの刑事訴訟で、起訴事実に関連する訴因一つ一つについて刑を量定する方式は、英米法の特徴たる証拠主義や裁判管轄権の実行地主義の表れであるといっておく、サイパンでの三浦の逮捕についてもロサンゼルス郡地検は1988年の逮捕状の訴因（罪名と其の構成要件）が日本での逮捕状のそれと異なることを前提にしているようである。そしてこれが三浦側の主張する二重処罰の禁止に対する反論の根拠になっている。日本の刑事手続は一つ一つの訴因を繋ぐ一体としての起訴事実を重視しており、犯罪の観念的競合（刑法§54①）や吸収犯主義の採用、さらに、1947年の連続犯の廃止（刑法§55削除）後も判例で連続犯が部分的に承認されている事実もそれを証明している。⁽²⁴⁾このような刑法の細部での法律文化の相違が、サイパンでの三浦の逮捕の背後にあることは想像に難くない。日本では、起訴事実として捉える「ロス疑惑」も、アメリカの立場からは訴因に分解して真実を追求すべき個別犯罪の集積として捉えられているようである。しかし、このような法律文化の違いを強調すれば、二重処罰

の禁止原則は国家間においては適用の余地がなくなり、人道法分野での慣習法規たる地位も雲散霧消するであろう。多くの条約で二重処罰の禁止を含む正当手続 (due process) の保障が約束され、⁽²⁵⁾ 又、二重処罰の禁止が慣習国際法の原則として確立していると解されているのは、各国国内法に優越する国際法規としての地位が不可欠であったからに他ならない。換言すれば、国際法上の二重処罰の禁止原則は起訴事実主義と起訴事実に対する関係国の認識の一致を前提とした原則である。日米の逮捕状に記載されている訴因や構成要件の相違を理由に、二重処罰禁止原則の適用を拒否するロサンゼルス郡地検の立場は、国際法と国内法との関係についての認識を欠いた逆立ちした理論である。

【Ⅲ】 結 論

所謂「ロス疑惑」事件はスキャンダルであって、国家の司法制度の在り方が問われるほどに醜聞にまみれた事件である。しかし、この事件に内在している人間関係の複雑さや不可解性をここで論ずる余裕はなく、本稿ではあくまで、法的視点、特に国際法の視点から、サイパンでの三浦の逮捕の問題点を洗い出してみた。1988年の逮捕状と、それに基づく三浦のサイパンでの逮捕を無効と解すべきことは本論で指摘したとおりである。世間の耳目を引いた事件や人物について、アメリカが自らの国益を擁護するためにアメリカの司法的解決を強制し、他国の法制度を無視する傾向があることは、すでに多くの論者が指摘しているとおりである。アメリカの独占禁止法を他国で活動している企業に適用したり、⁽²⁶⁾ 他国に軍事力を行使して其の国の政治指導者の身柄を拘束して裁判にかけたり (パナマのノリエガ Manuel Antonio Noriega Moreno, 1934. 2. 11-) 将軍⁽²⁷⁾ やイラクのサダム＝フセイン Saddam Hussein (1937. 4. 28 ~ 2006. 12. 30) 大統領⁽²⁸⁾ など)、アメリカは自国の国益擁護のためならば他国の司法制度をも敢えて無視してきたといえる。国際社会にアメリカの平和 Pax Americana を樹立するため

に、国際法上疑義の多い行為をあえて採ってきたのである。そうした過去の行動に照らせば、「ロス疑惑」事件についても、二重処罰の禁止に触れる裁判をあえて実行する可能性は高い。しかし、そうした国際法違反の裁判を見逃せば、国際社会に「法の支配」がうちたてられる日はさらに遠のく。「アメリカの平和 Pax Americana」と「アメリカの正義 Justice in America」は満たされても、客観的な国際法の権威は大きく損なわれる。サイパンでの三浦の逮捕に発する今回の事件について、「小異を捨て大同に付く」長期的な視点と度量がアメリカに求められている。

本稿のテーマに関しては、本論で指摘した項目以外にも論ずべき項目は多い。アメリカの連邦裁判所と州や自治領の裁判所との管轄権の関係⁽²⁹⁾ については、本稿では私の能力と紙幅の制約のために割愛せざるを得なかった。また、人身保護法についても、カリフォルニア州やサイパン自治領に固有の成文法に対する検討は割愛せざるを得なかった。人身保護法が英米法に固有の法であると同時に、慣習法的効力を有しているとの前提で本論を展開した。また、日本では殺人罪の公訴時効は25年 (刑事訴訟法 § 250) であるが、カリフォルニア州では「1級殺人」に時効の適用はない。この事項の問題も本論では割愛した。さらに、「ロス疑惑」訴訟が日本で長期化したことが日本で2009年から発足する裁判員制度の一因になったといわれるが、その関連性についての考察も省略した。とりわけ、三浦が今後、ロサンゼルスに移送され、大陪審 Grand Jury で審理されるとの予測が出ており、大陪審と日本の裁判員制度との比較の問題も今後の論点として浮上してくるかもしれない。その意味で、本稿は、あくまで、三浦のサイパンでの逮捕の正当・不当を論ずる実体的な基本的で初歩的な考察にすぎない。最後に、本稿は日米の具体的な国内訴訟に関連しており、厳密な法律用語を心がけたつもりであるが、思わぬミスユースがあるかもしれない。そうであっても、拙稿が読者諸氏、同学諸兄の更なるご研究の一助になれば喜びこれに過ぎるはない。

《注》

- (1) 2003年3月6日最高裁は「上告棄却」の決定を宣告し、三浦の無罪が確定した (3月11日午前0時)。
- (2) “死刑または州刑務所での仮出獄の認められない無期懲役を科しうる犯罪、または公金横領罪に公訴時効は適用しない Prosecution for an offense punishable by death or by imprisonment in the state prison for life or for life without

the possibility of parole, or for the embezzlement of public money, may be commenced at any time.” (Penal Code of California, § 799 ①) Cf : 190. (a) Every person guilty of murder in the first degree shall be punished by death, imprisonment in the state prison for life without the possibility of parole, or imprisonment in the state prison for a term of 25 years to life. The penalty to be applied shall be determined as provided in Sections 190.1, 190.2, 190.3, 190.4, and 190.5. Except as provided in subdivision

- (b), (c), or (d), every person guilty of murder in the second degree shall be punished by imprisonment in the state prison for a term of 15 years to life. (<http://caselaw.lp.findlaw.com/cacodes/pen.html>)
- (3) 日本では殺人罪は1種類だけであるが(刑法§199), 英米法では「1級殺人 murder in the first degree (謀殺罪)」と「2級殺人 murder in the second degree (故殺罪)」に分類して処遇を別にしている。1988年の逮捕状が明記した殺人罪は勿論, 「1級殺人」に該当する。読売新聞社の報道によれば, “この逮捕状は, ロサンゼルス地区裁判所が1988年5月5日に発付した。内容は, 三浦元社長が81年11月にロサンゼルス市内で妻の一美さん(当時28歳)を保険金取得目的で銃撃して殺害したという容疑と, 81年7月~82年7月にかけて, 元女優などと殺害に向けて共謀したとする容疑。これに加え, 共謀罪の立証根拠となる20項目の「外的行為」が列挙され, うち10項目では, 三浦元社長らの有罪が確定して服役を終えている81年8月の「殴打事件」について, 三浦元社長が実行役の元女優の旅行費用を提供したことや, ロス市内のホテルで元女優に最終的な指示を出したことなどを指摘している。銃撃事件に直接関係するのは「(三浦元社長が)銃撃現場で手で合図を送った」という目撃情報など4項目で, 合図を送った相手については「氏名不詳者」となっていた。この逮捕容疑について, ……米国の刑事司法に詳しい弁護士は「20項目の外的行為に, 殴打事件と銃撃事件を含めたことが興味深い。日本では別々に裁かれた二つの事件が, 保険金を目的にした一つの事件だという捜査機関側の強い主張を感じる」と指摘している。” (<http://antikimchi.seesaa.net/article/87335456.html>)
- (4) 日本時間では3月24日になる。 <http://www.news24.jp/103849.html>
- (5) 「三浦容疑者の審理が行われているのはサイパン国際空港から北西約3キロのスベ地区にある北マリアナ上級司法裁判所だ。スベ地区には裁判所のほか警察署や検事局, 弁護士事務所などが集中しており, ……審理が行われているのは223号法廷。傍聴席は100人ほどが座れることが可能だ。」 (<http://www.iza.ne.jp/news/newsarticle/126668>)。「刑事事件は連邦裁判所と州裁判所のどちらに公訴提起されて審理されるべきか? 其の基本ルールは簡単で, 一般的には連邦法の違反行為は連邦裁判所で審理・判断され, 州法の違反行為は州裁判所で審理・判断されるということである。連邦法と州法の両方を侵害している犯罪(例えば誘拐, 麻薬の運搬, 通過偽造あるいは連邦政府によって保証された銀行に対する強盗など)の場合, 検察官は連邦と州の両方で審理を請求することも可能である」ロランドV. デル=カーメン著(佐伯千仞 監修)『アメリカ刑事手続法概説』第一法規, 1994年, 9頁。なお, アメリカの連邦裁判機構については《参考図表I》を見よ。
- (6) 彼はマイケル=ジャクソンなどアメリカの多くの芸能人の依頼に成功している著名な弁護士である。 (http://news.biglobe.ne.jp/social/jc_080310_9412990412.html)
- (7) 2008年3月13日の報道によれば, 岩手大学の准教授ウィリアム=クリアリー William Berna Cleary (54歳) が自ら志願して三浦の弁護団に加わったという。彼は日米の刑事訴訟法の研究者として知られる。 http://ia.iwate-u.ac.jp/i_index.htm; <http://www.news24.jp/105052.html>
- (8) 790. (a) The jurisdiction of a criminal action for murder or manslaughter is in the county where the fatal injury was inflicted or in the county in which the injured party died or in the county in which his or her body was found. However, if the defendant is indicted in the county in which the fatal injury was inflicted, at any time before his or her trial in another county, the sheriff of the other county shall, if the defendant is in custody, deliver the defendant upon demand to the sheriff of the county in which the fatal injury was inflicted. When the fatal injury was inflicted and the injured person died or his or her body was found within five hundred yards of the boundary of two or more counties, jurisdiction is in either county. (b) If a defendant is charged with a special circumstance pursuant to paragraph (3) of subdivision (a) of Section 190.2, the jurisdiction for any charged murder, and for any crimes properly joinable with that murder, shall be in any county that has jurisdiction pursuant to subdivision (a) for one or more of the murders charged in a single complaint or indictment as long as the charged murders are “connected together in their commission,” as that phrase is used in Section 954, and subject to a hearing in the jurisdiction where the prosecution is attempting to consolidate the charged murders. If the charged murders are not joined or consolidated, the murder that was charged outside of the county that has jurisdiction pursuant to subdivision (a) shall be returned to that county. (<http://law.justia.com/california/codes/pen/777-795.html>)
- (9) アメリカの州際協力の古典的慣行として, 継続追跡 hot pursuit の制度がある。各州それぞれが憲法以下の主要法令を備えるアメリカでは, ある州の刑法を侵害して隣接州に逃亡する犯人を州境を越えて継続して追跡して逮捕できる州警察の権限が慣習法で確立している。Cf. 中村 洸「継続追跡権の法理」『国際法学の諸問題』慶応通信, 1963年, 493-540頁。その際, 犯人の行為が2つの州でともに犯罪として法定されている(=双方可罰性 double criminality) 必要はないといわれる。州際協力の性格が本来的に, このような地役権的性格を有することを考えると, 三浦の移送の可否を審理する実体的権限をサイパンの北マリアナ上級司法裁判所に認めるのは無理であるとの結論に至る。しかし, サイパンでの三浦の逮捕そしてロサンゼルスへの移送は, 二重処罰の禁止という国際人権法の基本的規範と1988年の逮捕状との法的・形式的矛盾によって阻止されるべき訴訟物である。又, アメリカでは逮捕状の州外執行を「継続追跡 hot pursuit」の例外として処理するための統一法を制定しており, 逮捕状は遅延することなく執行されなければならないが, 通常は執行されるか撤回されるまで効力を喪失することはない。ロランドV. デル=カーメン著(佐伯千仞 監修)『アメリカ刑事手続法概説』第一法規, 1994年, 155頁。
- (10) 「司法権の独立」や「裁判官の独立(職権の独立と身分の保障)」の思想的起源や其の歴史を論ずる余裕はないが, いずれも三権分立や権力分立のコロラリーで理解できる観念である。各国の憲法上の原則として確立しているが, 国際裁判所の裁判官の身分や職権の独立を守るために, 国際裁判所の基本原則としても承認されるべきである。国際司法裁判所 ICJ と国際刑事裁判所 ICC に関して関係規定を参照せよ。Cf. ICJ 規程(1945. 6. 26 署名, 1945. 10. 24 発効) § 19,

- 57 ; ICJ 規則 (1978 年 4 月 14 日採択・同年 7 月 1 日発効) § 95 ; ICC 規程 (1998. 7. 17 署名, 2002. 7. 1 発効) § 40, 48。
- (11) 「国家の国際責任の前提条件は, ILC 草案 § 2 に述べられているように, 国際法上の不法行為の構成要件, 即ち “国際不法行為 internationally wrongful act” が実現されることである: 国家に帰属しうる行為 (作為又は不作為) であって, 国家を義務付ける国際法上の義務の違反となる行為が存在しなければならない。従って, 国際法上の主要規範の構成要件の実現の検証は, 国家責任を解除する問題であるといえよう。その根拠は, 法人としての国家が直接的に自ら行為能力を持つのではなく, しばしば自然人を経由して行動する点にある。国際法のレベルでは国際法主体の行為のみが論じられるので, 自然人の行為の国家への帰属可能性の問題は最初から個別に検討されなければならない。ここで更に注意すべきは, しばしば, 彼らにさほど大きな関心が向けられていないことである。なぜなら, 国家行為の問題はたいていの場合, 問題が無いものと考えられているからである。責任と損害は, ILC の作った不明確な概念であって, 国際責任の前提になりえない。此の概念は — 責任も損害も規範として特に慎重な基準を設定しているわけではないので — 故意又は過失ある行為の立証を必要としない。現実には損害が発生することまでは必要ない。なぜなら, 全ての国際法違反行為はそれ自身が損害として理解され, 原則として非実質的な損害も賠償されなければならないからである。違法行為を立証するために, 事後に設置される事実審査委員会が役立っている。(23)」S. Hobe & O. Kimminich, *Einführung in das Völkerrecht* (8. Auflage), A. Francke, 2004, pp. 179 ~ 180. 此の理論に従えば, 米自治領サイパンの裁判所は, 国際法上, アメリカの国家機関として, 自らの国際不法行為によって, 国際責任をアメリカに帰属させようの立場にある。
- (12) 私が知る限りでは, 此の語を最初にお使いになったのは中野 進教授であって, そのご著書のタイトルとして『国際法政策学』(信山社, 2000) がつけられた。其の意図を中野教授は「端書き」で以下のように表現している; 「日本が直面している諸問題の解決策のみならず, 日本が世界・・・に貢献しうる政策をも提案することが, 本書の目的である。本書の標題である “国際法政策学” とは, 国際法の知識等を活用して, 国際問題及び同問題と密接な関係がある国内問題に於ける法的問題点をはじめとした諸問題点の所在を指摘し, 同問題点を分析し, 更に, 当該問題を実際に解決するための学問のことである。即ち, ……国際法政策学は, 国際法の目的を実現する方法を見出そうとする実践的学問である」中野進『国際法政策学 (普及版)』信山社, 2000 年, 6 頁。中野教授の研究の方向性に同意し, 本論で「国際法政策学」の用語を借用させていただいた。
- (13) “国際法委員会は, 人類の平和と安全に対する犯罪についての 1996 年法典草案で, 組織的に遂行されたか又は大規模に遂行された戦争犯罪を含む (§ 20), 全ての列挙犯罪 (§ 9) に関して容疑者の裁判又は引き渡しの一般的義務を定立することを提案した。即ち, 戦争犯罪人を起訴ないし引き渡す一般的義務が慣習法規として成長しているとの主張を擁護するような国家実行はほとんど存在しないので, そういう義務は存在していないといえそうである。” Rene Provost, *International Human Rights and Humanitarian Law*, Cambridge, 2004, p. 111.
- (14) 同法は 1803 年, 1804 年, 1816 年そして 1862 年に改正されたが, 今日も有効な現行法である。http://en.wikipedia.org/wiki/Habeas_Corpus_Act_of_1679
- (15) 1948 年 9 月 28 日公布法律第 199 号。なお同法を実施するために人身保護規則 (1948 年 9 月 21 日最高裁判所規則第 22 号) が制定された。当時はまだ対日占領中であって, 此の立法がアメリカの対日政策の一環であった事情が推察される。
- (16) 犯罪人引渡条約は 2 国間条約に限定されず, 欧州犯罪人引渡条約 *European Convention on Extradition* (1957. 12. 13 署名, 1960. 4. 18 発効) のように多国間のものも存在する。
- (17) 尤も, 日米犯罪人引渡条約 *Treaty on Extradition between Japan and the United States of America* (1978. 3. 3 署名, 1980. 3. 26 発効) の第五条は「被請求国は, 自国民を引き渡す義務を負わない。ただし, 被請求国は, その裁量により自国民を引き渡すことができる」と定め, 自国民不引渡の大陸法原則を宣言すると同時に, 証拠の関係で自国民でも引き渡す英米間の慣行を日米間に例外的に導入する可能性を認めている。
- (18) 在日駐留米軍の軍人・軍属及びそれらの家族に対する刑事裁判権の配分については《参考図表 II》を見よ。
- (19) Rene Provost, *International Human Rights and Humanitarian Law*, Cambridge, 2002, p. 112.
- (20) 警察の本来の任務は治安の維持・犯罪の予防という行政権の行使であって, 機能的にこれを行政警察という。これに対して裁判所と協力して犯罪者の処罰に向けて法を適用する機能が警察に認められている。これを司法警察という。裁判所への逮捕状の請求が司法警察としての第 1 段階の任務である。尤も, 広義では, 犯罪捜査段階や現行犯逮捕などを司法警察に含めて理解することもできる。Cf. 金子他編集代表『法律学小辞典 (第 4 版)』有斐閣, 2004 年, 211 頁, 521 頁。
- (21) メキシコ人セレスチーノ＝マルチネス (43 歳) は 20 年前の 1988 年 5 月, にカリフォルニア州で元妻を殺害したのち, メキシコで逮捕され, そこで懲役 11 年の刑が確定し, 6 年間服役した。その後, 2007 年 9 月, カリフォルニア州に戻ると再度同一の罪で起訴された。アメリカで犯罪を犯した後にメキシコに逃亡し, その後アメリカに再入国する事例が相次いだため, カリフォルニア州刑法の二重処罰禁止規定が 2004 年の改正で海外での裁判に適用されなくなっていた。しかし, 合衆国憲法の事後法禁止条項によってカリフォルニア州刑法の改正はメキシコで刑が確定した 17 年前に遡及しないとサンディエゴ郡上級裁判所は判断し, カリフォルニア州サンディエゴ郡地検の起訴を取り消した (2008. 4. 11)。http://news.biglobe.ne.jp/international/ntv_080412_6365675318.html
http://newswww.infoseek.co.jp/topics/society/n_los_suspicion_20080321_45/story/..
- (22) 各国の公序を形成する要因は宗教であるといわれる。国際社会のすべての国家それぞれの公序を有し, 法規とともに国民の生活を規律している。涉外事件では各国の公序が衝突する事例が多く, 各国の国内裁判所には涉外事件で外国の法令を適用する場合であっても, それによって自国の公序が侵害されるときは, 当該外国法令の適用を回避して, 自国の関係規定を適用する権限が国際慣例として承認されている。
- (23) このような行刑措置は司法権に対する行政権による牽制で

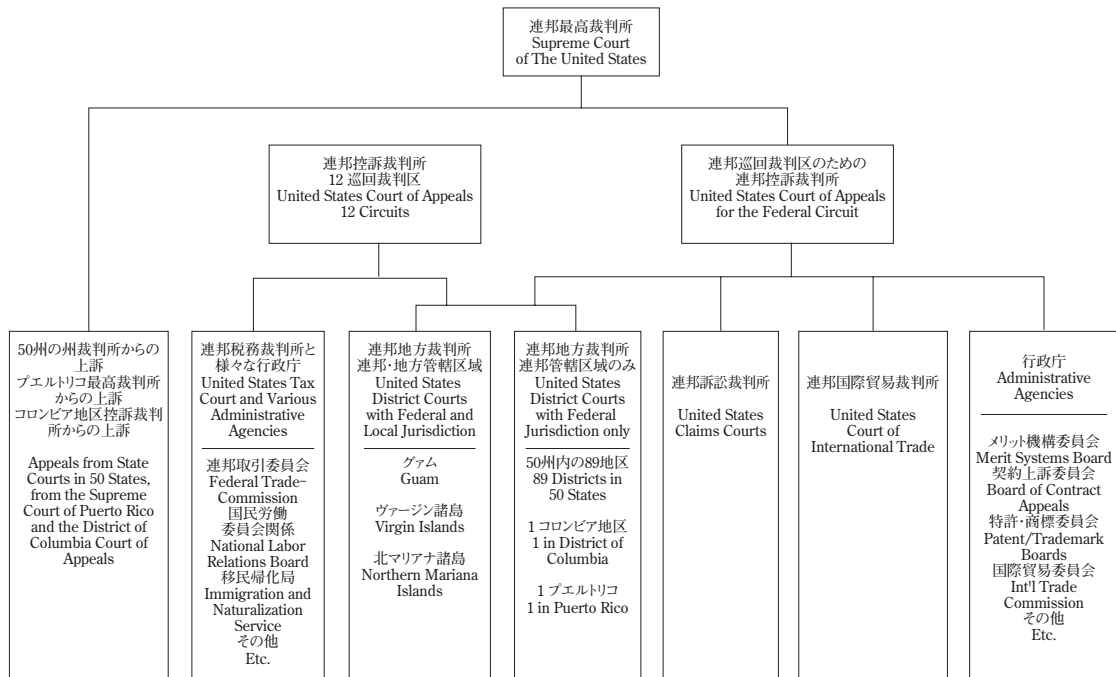
あって、国家権力の末端部分での三権分立の顕現である。

- (24) 暴行罪が傷害罪に吸収されて一罪になり、傷害罪が殺人罪に吸収されて一罪になるように、包括一罪として処理される関係をいう。より大きな犯罪の成立が争われるので、直接証拠中心の精密な捜査が行われる傾向がある。これに対して、アメリカの算術的総和で量刑を決定する方式は、訴因ごとに丁寧な捜査が行われそうであるが、実際には間接証拠の証拠能力を安易に承認する結果になっているといわれる。「ロス疑惑」事件で、「氏名不詳者」を実行犯として三浦を共謀共同正犯で逮捕状を發布した事実がこれを端的に物語っている。こうした法律文化の相違は、いわば水と油の関係と違ってよく、三浦が日本で無罪判決を勝ち取った遠因になっている。連続犯については、「連続犯の規定の廃止された今日最高裁判所が一罪と断じたのは非常に意味あることと謂はねばならない。兎に角従来判例で連続犯とせられて来たものの中に今日に於ても、なほ数罪とならないで依然一罪として扱はれるものがあるといふ」(<http://www.hiraoka.rose.ne.jp/C/580709S0.htm>)との指摘がある。因みに、刑法改正草案で連続犯が部分的に復活させられている(§71)。
- (25) 欧州人権条約(1950. 11. 4署名, 1953. 9. 3発効) §6~7. 米州人権条約(1969. 11. 22署名, 1978. 7. 18発効) §§8~9. バンジュール憲章(1981. 6. 27採択, 1986. 10. 21発効) §7etc.
- (26) 「第2次大戦後、米国は競争法の域外適用を積極的に行い、他方、日本政府や西欧諸国政府がそれに反対し、自らも域外適用を抑制するという図式が長く続いてきた。しかし、ヨー

ロッパ諸国、たとえばECは1980年代には競争法の域外適用を一定程度認める判断を下して(ウッドバルブ事件)、競争法の域外適用を容認する方向に変わった。最近日本政府にも変化の兆しが伺われる。これはどのようなものなのか?又、どのように評価できるものなのか?」小寺 彰「独禁法の域外適用・域外執行を巡る最近の動向 — 国際法の観点からの分析と評価」『Jurist』1254号, 2003年10月, 64頁。

- (27) 「1989年に大統領選挙に出馬したが、落選が確定になると軍をあげて選挙の無効を宣言し、新たに国家最高指導者のポストを作り、1989年12月に自ら就任した。しかしその5日後、麻薬の不正浄化や在パナマ米軍兵士の殺害、選挙結果の不履行を理由にブッシュ大統領による米軍のパナマ派兵を受ける。圧倒的な物量差を前に500人足らずのパナマ軍は敗北する。戦闘による混乱の中彼は逮捕され、麻薬密輸の罪で懲役40年(後に30年に減刑)の判決を受ける。現在はフロリダ州マイアミで服役中だが、2007年9月9日に釈放された」<http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- (28) 「元大統領は1982年にドゥジャイル村民148人が殺害された事件で、処刑を命じたとして死刑が求刑されていた。この判決では元大統領の他、7人に判決が言い渡され、計3人に死刑が言い渡された。共同通信によれば、弁護側は控訴する方針であるが、仮に控訴がなくても控訴審裁判所で判決の妥当性が審議される」(wikinews) <http://ja.wikinews.org/wiki/>
- (29) Cf 《参考図表I》

連邦裁判機構 (The United Court System)



《参考図表 I》

(出典：佐伯千仞監修『アメリカ刑事手続法概説』第一法規，1994年，p. 8)

(15) 在日駐留米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対する刑事裁判権の配分(日米地位協定§17による)

刑事司法手続プロセス		裁判権行使団体主体			
		型	アメリカ (米軍)	日本	
違法行為	合衆国刑罰法令違反 (可罰)	日本国刑罰法令に違反せず(不可罰)	I	◎	
		日本国刑罰法令にも違反 (可罰)	専ら合衆国法益の侵害又は公務執行中の行為	II	○
		上記以外の行為	III	△	
	日本国刑罰法令違反 (可罰)	米国内刑罰法令に違反せず(不可罰)	IV	◎	
		米国内刑罰法令にも違反 (可罰)	専ら合衆国法益の侵害又は公務執行中の行為	V	○
		上記以外の行為	VI	△	

(注) ◎……………専属管轄権
 ○……………第一次裁判権
 △……………第二次裁判権

《参考図表 II》

(出典：拙著『新国際法体系論』信山社，2000年，p.526)

《参考文献 References》

1. William H. Ericson, United States Supreme Court Cases and Comments : Criminal Law and Procedure, Matthew, 1985 to date.
2. K.L.Port, G.P.McAlinn, Comparative Law: The Role of Law and the Legal Process in Japan (2nd edition), Carolina Academic Press, 2003.
3. CALJIC Committee, California Jury Instructions: Criminal (CALJIC), West, 2006.
4. D.S. Rudstein, et al., Criminal Constitutional Law, Matthew, 1990 to date.
5. J.L.Ingram, Criminal Evidence with Study Guide (9th edition), Anderson, 2007.
6. C.Than, E.Short, International Criminal Law and Human Rights, Sweet & Maxwell, 2003.
7. A.Jones, A.Doobay, Jones & Doobay on Extradition and Mutual Assistance (3rd edition), Sweet & Maxwell, 2005.
8. Caroline Fournet, International Crimes : Theories, Practices and Evolution, Cameron, 2006.
9. J. Dunoff, et al, International Law : Norms, Actors, Process (2nd edition), Aspen, 2006.
10. C.Bradley, International Law in the U.S. Legal System, Oxford, 2008.